

## 浜田市石州半紙後継者育成支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、手すき和紙研修に参加する者及び手すき和紙研修において指導する者に対し、その研修等に要する費用の一部を補助することにより、石州半紙の技術者の後継者を育成することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 石州半紙 国の重要無形文化財に指定され、及びユネスコ無形文化遺産に登録された手すき和紙技術をいう。
- (2) 手すき和紙 植物の繊維を主原料とし、伝統的な技術で作られる和紙をいう。
- (3) 手すき和紙研修 石州半紙技術者会の会員又は準会員の指導による手すき和紙技術の研修であって、原料の栽培から製紙に至るまでの工程の全部又は一部を参加者が実践する内容のものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、UIターンしまね産業体験事業助成金交付要綱（平成8年4月1日適用。以下「財団要綱」という。）第3条第1号の規定による産業体験（財団要綱第4条第1項第5号の業種に係るものに限る。）を開始した者（以下「参加者」という。）又は参加者の受入れを開始した者（以下「指導者」という。）とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 研修費用支援事業
  - ア 参加者支援事業
  - イ 指導者支援事業
- (2) 住居費用支援事業

### (補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、財団要綱第11条第2項の規定による体験期間の始期（以下「補助事業開始月」という。）から3年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号イに規定する事業の補助対象期間は、補助事業開始月から起算して2年を経過した日から1年以内とする。  
(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費、補助金額等は、別表に定めるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。  
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石州半紙後継者育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、財団要綱第15条第1項に規定する期間以内(次条の規定による交付決定以後に申請する場合は、毎年4月末日まで)に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 住宅の賃貸借契約書等の写し(第4条第2号に規定する事業を申請する場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1年度につき1回に限りすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1号イに規定する事業を申請する場合は、市長が別に定める期日までに申請するものとする。  
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、石州半紙後継者育成支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。  
(交付請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、石州半紙後継者育成支援事業補助金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 財団要綱第16条第1項の規定によるUIターンしまね産業体験事業計画書(兼助成申込書)及び同項の規定による助成決定書の写し(前条の規定による交付決定後初めて請求する場合に限る。)
- (2) 財団要綱第17条第1項の規定による産業体験実施内容報告書の写し(初めて補助金の交付を受けた日から2年を経過する日までに請求する場合に限る。)
- (3) 実績報告書(補助事業開始月から起算して2年を経過した日から3年

を経過する日までに請求する場合に限る。)

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 心身の故障のため、手すき和紙研修に参加することが困難になったとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業		補助対象者	補助対象経費	補助金額
研修費用支援事業	参加者	参加者	手すき和紙研修の参加に要する経費	次に掲げる補助対象期間の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 補助事業開始月から1年以内 1月当たり5万円 (2) 補助事業開始月から起算して1年を経過した日から2年以内 1月当たり11万円 (3) 補助事業開始月から起算して2年を経過した日から3年以内 1月当たり17万円
	指導者	指導者	手すき和紙研修の指導に要する経費	1月当たり3万円
住居費用支援事業	参加者	参加者	市内の住宅を賃借する際に係る家賃	補助対象経費の2分の1以内の額(1月当たり2万円を限度とする。)

備考 月の中途において、補助対象事業を取り消した場合は、当該月に係る補助金額は、日割り計算により算定するものとし、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者

住所

氏名

※ 署名又は記名押印

石州半紙後継者育成支援事業補助金交付申請書

浜田市石州半紙後継者育成支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市石州半紙後継者育成支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 浜田市石州半紙後継者育成支援事業補助金
  
- 2 申請する補助事業  
研修費用支援事業（参加者支援事業 指導者支援事業）  
住居費用支援事業
  
- 3 補助金交付申請額 円  
( 年 月 日分～ 年 月 日分)
  
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 住宅の賃貸借契約書等の写し（住居費用支援事業を申請する場合に限る。）
  - (3) その他

様式第 2 号(第 8 条関係)

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

石州半紙後継者育成支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました浜田市石州半紙後継者育成支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市石州半紙後継者育成支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 交付する補助事業
- 2 交付金額 円( 年 月 日分～ 年 月 日分)
- 3 交付の方法 分割払い( 回)
- 4 交付の時期
- 5 その他 交付請求の際には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 財団要綱第 16 条第 1 項の規定による U I ターンしまね産業体験事業計画書（兼助成申込書）及び同項の規定による助成決定書の写し（交付決定後初めて請求する場合に限る。）
  - (2) 財団要綱第 17 条第 1 項の規定による産業体験実施内容報告書の写し又は実績報告書

(却下理由)

様式第3号(第9条関係)

石州半紙後継者育成支援事業補助金交付請求書

一	金								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

円

( 年 月 日分～ 年 月 日分)

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、  
交付決定通知のあった補助金

内 訳	既 交 付 額		円
	今 回 請 求 額		円
	未 交 付 額		円

浜田市石州半紙後継者育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、  
上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住 所

氏 名

補助金等の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名	
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他( )
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ